

議案第49号

四万十町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例について

四万十町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例を次のように定める。

令和元年9月11日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、フルタイム会計年度任用職員の給与について必要な事項を定めることを目的とする。

2 この条例において「フルタイム会計年度任用職員」とは、法第22条の2第1項第2号の規定により採用された職員をいう。

(給料)

第2条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、この条例に定める通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、隔地勤務医手当、地域手当、特地勤務手当、準特地勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当及び期末手当を除いたものとする。

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給与は、フルタイム会計年度任用職員にその全額を支払わなければならない。ただし、法律又は他の条例に別段の定めがある場合及び次に掲げるものについては、その相当額をフルタイム会計年度任用職員の給与から控除することができる。

- (1) 積立金
- (2) 償還金
- (3) 団体生命保険料
- (4) 職員組合費
- (5) 高知縣市町村職員互助会に支払うべき会員の掛金
- (6) 町の管理する職員駐車場の利用料
- (7) その他職員の福祉向上のため町長が必要と認めた諸徴収金

(給料表)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料表は、四万十町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年四万十町条例第41号。以下「給与条例」という。）第4条に規

定する給料表のとおりとする。ただし、給与条例の改正による給料表の改定については、同条例改正の施行日の翌月から適用するものとする。

- 2 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類した職務の内容は別表第1に定めるとおりとする。

第5条 任命権者は、町長の定めるところに従い、それぞれの所属職員が、その毎月の給料の支給を受けるよう、この条例を適用しなければならない。

(職務の級及び号給の基準)

第6条 フルタイム会計年度任用職員の職務の級及び号給は、別に定める基準に従い任命権者が決定する。

(給料の支給)

第7条 フルタイム会計年度任用職員の給料の支給については、給与条例第9条の規定の例による。

- 2 前項の場合において、給与条例第9条第5項中「勤務時間条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」とする。

(通勤手当)

第8条 フルタイム会計年度任用職員の通勤手当については、給与条例第16条の規定の例による。

(特殊勤務手当)

第9条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当については、給与条例第18条の規定の例による。

(隔地勤務医手当)

第10条 フルタイム会計年度任用職員の隔地勤務医手当については、給与条例第19条の規定の例による。

(地域手当)

第11条 フルタイム会計年度任用職員の地域手当については、給与条例第20条の規定の例による。

(特地勤務手当)

第12条 フルタイム会計年度任用職員の特地勤務手当については、給与条例第21条の規定の例による。

(準特地勤務手当)

第13条 フルタイム会計年度任用職員の準特地勤務手当については、給与条例第22条の規定の例による。

(給与の減額)

第14条 会計年度任用職員が勤務しないときの給与の減額については、給与条例第23条の規定の例による。この場合において、同条中「勤務時間条例第11条の2第1項に規定する超勤代休時間」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた超勤代休時間」と、「勤務時間条例第13条に規定する祝日法による休日」とあるのは「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日」と、「勤

務時間条例第14条第1項の規定により代休日」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた代休日」と、「勤務時間条例第13条に規定する年末年始の休日」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた年末年始の休日」と、「勤務時間条例第19条の規定による介護休暇の承認及び同条例第21条の規定による組合休暇の許可」とあるのは「常勤職員の介護休暇に相当する休暇」と、「第28条」とあるのは「第19条」とする。

(時間外勤務手当)

第15条 フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当については、給与条例第24条の規定の例による。この場合において、同条第1項中「第28条」とあるのは「第19条」と、同条第2項中「勤務時間条例第6条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第4条第2項又は第5条により割り振られた」とあるのは「あらかじめフルタイム会計年度任用職員について割り振られた」と、「第28条」とあるのは「第19条」と、同条第4項中「勤務時間条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と、「第28条」とあるのは「第19条」と、同条第5項中「勤務時間条例第11条の2第1項に規定する超勤代休時間」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた超勤代休時間」と、「第28条」とあるのは「第19条」とする。

(休日勤務手当)

第16条 フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当については、給与条例第25条の規定の例による。この場合において、同条中「勤務時間条例第4条第1項又は第5条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員」とあるのは「毎日曜日を週休日と定められているフルタイム会計年度任用職員」と、「勤務時間条例第13条に規定する祝日法による休日」とあるのは「国民の祝日に関する法律による休日」と、「勤務時間条例第5条又は第6条の規定に基づく週休日」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と、「第28条」とあるのは「第19条」とする。

(夜間勤務手当)

第17条 フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当は、給与条例第26条の規定の例による。この場合において、同条中「第28条」とあるのは、「第19条」とする。

(端数計算)

第18条 第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算定については、給与条例第27条の規定の例による。

2 前3条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額の算定については、給与条例第27条の規定の例による。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第19条 フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出は、給与条例第28条の規定の例による。

(宿日直手当)

第20条 フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当については、給与条例第29条の規定の例による。この場合において、同条第2項中「第24条、第25条及び第26条」と

あるのは、「第15条から第17条まで」とする。

(期末手当)

第21条 フルタイム会計年度任用職員（任期の定めが6月以上の者に限る。）の期末手当については、給与条例第31条の規定の例による。

2 前項の場合において、任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における任期の合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

第22条 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の不支給については、給与条例第32条の規定の例による。

第23条 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の一時差止めについては、給与条例第33条の規定の例による。

(給与の支給日)

第24条 フルタイム会計年度任用職員の給与の支給日については、給与条例第37条の規定の例による。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

ア 行政職給料表級別職務分類表

職務の級	基礎となる職務
1 級	1 調理師、保育士、介護支援専門員、看護師、管理栄養士等の資格を必要とし、定型的又は補助的な業務を行う職務 2 その他、定型的又は補助的な業務を行う職務
2 級	相当の知識又は経験を必要とする職務

イ 医療職給料表（1）級別職務分類表

職務の級	基礎となる職務
1 級	医師の職務
2 級	医師の職務

ウ 医療職給料表（2）級別職務分類表

職務の級	基礎となる職務
1 級	栄養士、健康運動指導士、歯科衛生士、理学療法士又は管理栄養士の職務
2 級	歯科衛生士、理学療法士又は管理栄養士の職務

エ 医療職給料表（3）級別職務分類表

職務の級	基礎となる職務
1 級	准看護師の職務
2 級	准看護師、看護師、保健師又は助産師の職務